

第3回 遊佐町水循環保全審議会 会議録

日 時：平成28年10月27日（木） 13：30～16：25

場 所：遊佐町役場 203 会議室

出 席：小野寺きぬ子委員、本間正明委員、佐藤裕士委員、高橋和久委員、
佐藤仁委員、畠中裕之委員、時田一紀委員 委員7人
内藤悟水循環条例専門委員

事務局：企画課 堀課長、高橋課長補佐、伊藤主任

傍聴者：一般3人、報道3人

1. 開 会

2. 会長挨拶：当初のスケジュールを考えると、今回で町長に提出する意見書を取りまとめたい。慎重審議をお願いしたい。

3. 議事録署名委員の指名

□会長が、高橋和久委員、時田一紀委員を指名。

4. 協 議

(1) 臂曲地区の岩石採取事業計画に伴う事前協議書に対する意見について

□事務局が提出資料について説明。

■委員：前回の審議会で、事業者が自ら水質調査等を行っているということで、資料提出を依頼したわけだが、今回拒否された。再度提出を求めることはできないのか。

■会長：町が依頼して事業者に拒否されたことに対する評価は。

■事務局：この文面のとおり事業者の判断であると思っている。審議会でさらに資料が必要であれば再度依頼することもできる。

■委員：資料3について、簡易水道を見ている立場として、等高線、申請箇所と水源地の距離から想像でしかないが、さらに深掘りをするのであれば影響が出てくるおそれがあると言わざるを得ない。

■専門委員：事業者が資料提出をしないと表明したことについては、町長の行政指導に従わないと意志を示したことになる。その上で、町長が再度資料提出を求めるといふ行政指導をなおも続けるには、その理由を整理する必要もある。

■委員：12月2日で期間が満了する前認可の資料提出依頼であるから、今回の事前協議のための資料としては出せないということではないか。町が別に行った平成25年と今年の調査で、地下水と推測される結果であったわけであるから、事業者が「地下水ではない」という証明、説明すべきであると考えている。認可が異なるといっても、事業場所は同じ場所であるから、そうでなければ町民、本審議会も納得できない。

■委員：今回の本審議会の判断は町の条例による判断である。今、町の調査結果はある。仮に事業者から資料提出があったとしても、事業者にとって不利なものは出さないとと思われる。審議の参考となるか、時間的に余裕もない中、不安がある。

■委員：先日開催された事業者側の町民説明会では地下水等に全く影響が出ていない

とのことであった。今回その根拠を示せと資料提出を求めて提出を拒んだ。これは事業者側に不利益が生じることを認めているのではないか。また、町や県は、現在の認可期間中についても監視する必要があるのではないか。定点観測等行う必要があったのではないか。条例をつくって次回の申請はないだろうと安心したのではないか。

- 会長：現時点で、今持っているデータ、資料等で第三者に対しても規制対象事業であるということを本審議会で言うこともできるのではないか。
- 委員：仮に事業者から資料提出があっても、どのようなものが出されるか分からない。分からないものを待って結論を出すか、今持っているものの中で結論を出すか。
- 委員：私は町が過去に行った調査等のデータで結論を出すべきと考える。
- 委員：現認可事業に対する監理委員会で議事録が残っている。委員から地下水ではないかとの質問に対し、事業者でその調査を行うということであったなら、その結果を出さないのはおかしい。
- 事務局：事業者が調査を行っていないはずはないと思われる。先日の監理委員会でもその話題になったが、事業者側は、議事録にも残っていないし、そんな約束はしたことはないとの主張であった。町側の言い分もあったが、それ以上の話はしていない。
- 会長：議事録で確認はできているのか。
- 事務局：議事録には、私がH25の調査データを説明し、今後は会社が機械を設置しているので、それにより収集したデータを活用したいと発言したものが残っている。会社からは了解したとの発言はなかったが、会議録を公表前に会社から確認してもらっているので、了解しているのではないかと主張したが、認めてもらえなかった。
- 委員：そういうことであれば、そもそも事業者は協定書をないがしろにしている。履行するつもりもないとのことではないか。
- 事務局：そのとおりと感じている。
- 委員：そういう状況であれば、仮に規制対象事業とせず、認可を認めたとしても、再度協定を結ぶことはできない。
- 事務局：資料請求について、審議会ですら再提出依頼が必要ということであれば、時間がかかっても行う。ただし、事業者側は弁護士をたてているので、町としても法律の専門家に相談しながらということになる。
- 会長：ここまでの議論でいけば、この審議会では規制対象事業であるということになると思う。ただ、今後を考えると、再提出依頼を行うべきであるし、町でも追加の調査を行う必要があると思う。
- 専門委員：現在わずかに湧き出ている水が地下水であるか否かだけで規制対象事業と判断することは説得力に欠ける。全国の採石場で地下水が計画地から出ていることのみを理由として事業計画が認可されず採石が止められた事例はない。今回の事業者の回答文書には、町の条例自体も違法であるという主張もある。また、町は条例の事務に係る行政指導だけでなく、協定書に基づいて資料提出を求めることも必

要ではないか。

■事務局：町としては、条例に基づき規制対象事業であるか否かを判断することも考えている。

■委員：仮に本審議会で規制対象事業ではないとしても、採石法の申請の際に、町や地元の同意書が必要なはず。現場を見る限り事業認可終了間際であるようには見えない。今回、町はどのような対応をとるのか。

■委員：私は現場に行ったことはないが、稲川地区から見ると鳥海山麓に大穴が開いているように見える。この案件については、申請があると反対するだけで、毎回同じことの繰り返しのように感じる。解決策としての公有地化交渉の状況はどうか。

■事務局：今回は条例制定後の事前協議となるので、本審議会や町民意見交換会で出された意見を踏まえ、町長がどのような対応をとるか判断されるはず。公有地化交渉については月1回ペースで交渉はしている。まだ結論には至っていない。これ以上については、口外しないことを協定で約束しているため、協定期間中はご容赦いただきたい。

■委員：現認可の際、公有地化することで解決すると町が説明した。責任ある行動をとってほしい。

■会長：意見書案ということで、資料4について事務局説明をお願いします。

□事務局が資料4を朗読説明。

■専門委員：(3)～(5)について、今ある資料やデータに基づいて規制対象事業に該当する理由を説明できるか否かが、審議会がすべき判断となる。

■委員：単純な話であるが、事業者は秋田県にかほ市の業者と聞いている。ジオパークのつながりの中で、にかほ市と連携した取り組み、対応はできないのか。

■事務局：ジオパークは3市1町で取り組んでいる。認識は持っていていて思っている。

■委員：残念ながら遊佐町内の業者が秋田県内で同様の事業を行っている経緯もある。地縁、血縁もあるので地元ではやりにくいのでは。今回ジオパーク認定のキーポイントとなったのは鳥海山からの湧水であると考え。その鳥海山の大部分が遊佐町に存する。遊佐町が責任を持って守っていかなければならないのではないかと。資料4の(7)については、私の意見を持って記載されたものと思われるが、条例のみの判断だけではなく、食や農業を守るという意味でこういう意見もあるのだと、列挙せず、締めくくりとしての書き方を検討願いたい。事業者には再度資料提出を求めるべきであり、前回から進展もない中で、今日付けで意見書を出すことには反対する。

■委員：町長に対し、判断材料不足で審議会としては判断できないという意見書もあると思う。

■専門委員：事業者の回答文書は弁護士が書いていると思われる。町長がこの条例で規制対象事業として判断した場合、必ず係争になると思われる。私は、意見書案の特に(3)～(5)について、現状においては証明する材料が乏しいと考える。

- 委員：一方で、本事前協議が「規制対象事業と認定すべき」という方向性は、全委員共通であると思う。事業者に再度資料提出を求めて仮に提出があったとしても、我々の意見が変わるとは思えない。事業者の信頼性について意見書に組み入れられないか。
- 専門委員：私も、これまで町民説明会等には参加して町民の意見は聞いてきた。町民の意見の多くが、この事業に対して反対であるとか、事業者は信頼性に欠けるとするものであることは、町長個人も把握しているだろう。それでも、この審議会として業者の財産権、営業活動の自由を制限するような意見書を根拠をもって出せるのか。町民の意見に審議会の判断が左右されるものではないと考える。
- 委員：相手方が憲法で対抗してくるのであれば、こちら側も生存権や生活権を主張しては。
- 会長：再度、町がこれまで実施してきた調査を担当した専門家に、調査結果の根拠、その内容を公表してよいかの確認を取ってもらえないか。
- 事務局：町の考えとしては事前協議書を受領して60日以内、11月8日には判断したいと考えている。町の顧問弁護士からは、ただし書きの記載もない中で60日間を伸ばすべきではないと言われている。環境審議会や町民意見交換会でも多くの意見が寄せられている。
- 専門委員：：60日間を超過したら町長が不作為で違法となると解釈すべき理由はない。判断に必要とする理由が示せるならば60日間を超えることは可能であろう。60日を理由に早く審議会の結論を出させようとする町の考え方はおかしい。合理的な理由もなくいたずらに期限を延ばすことはできないが、町長の判断に必要な調査、検討について、町はやるべきことはやり尽くすことが必要ではないか。
- 委員：「規制対象事業に該当しないとは言えない」という表現もできるのではないか。
- 会長：各委員それぞれの意見があるが、事務局の考えは。
- 事務局：審議会ですべて資料提供を求めよということであれば、11月8日までには間に合わないと思うが再度依頼する。ただし、60日間ということについては、再度顧問弁護士にも確認して、その上で対応を町長と確認する。
- 委員：現在の書きぶりではなく、手直しした意見書を見てみないと最終判断はできない。
- 事務局：11月8日までの間に意見書を修正して再度審議会を開催するか。あくまで事業者の回答を持って意見書を出すか。審議会の判断をいただきたい。
- 会長：本日出された意見を元に意見書を修正し、再度議論したい。
- 事務局：意見書については手直しを入れて、来週中に開催する方向で調整したい。事業者への資料再提出依頼については検討させてほしい。

5. 閉 会